

(様式) 評2-1-2

必ずお読みください

(別 紙)

指定住宅紛争処理機関
千葉県弁護士会

【個人情報の利用目的等について】

千葉県弁護士会は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保法）に基づく指定住宅紛争処理機関としての業務を行うために設置した住宅紛争審査会におけるあっせん、調停及び仲裁の手続において、紛争処理申請書等に記載された当事者等（申請人、被申請人、代理人等を含む）の個人情報を取得し、利用します。

この書面は、上記手続において当会が取得する当事者等の個人情報の利用目的等について、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第21条第2項及び当会個人情報保護規則第8条第2項に従い、ご説明するものです。ご確認の上、申請書と共に当会事務局にご提出ください。

1. 当会は、紛争処理申請書その他当事者等から提出された書面により取得した個人情報及び本件紛争に関する情報（以下「個人情報等」といいます。）について、次のとおり取り扱います。
 - (1) 当会は、個人情報保護法等に基づいて、個人情報等を慎重かつ適正に取り扱います。
 - (2) 当会は、個人情報等を次に掲げる目的に利用します。（②③⑥は第三者提供となります。）
 - ①当事者等に対する書類の送付その他事務連絡のため。
 - ②鑑定、現地調査等を実施する場合の鑑定人等（その候補者を含む。）への事務連絡のため。
 - ③住宅瑕疵担保責任保険法人、登録住宅性能評価機関等への事務連絡のため。
 - ④紛争処理事件終了後に当事者等に対してアンケート調査を行うため。
 - ⑤当会の内部研修のため。
 - ⑥日本弁護士連合会が行う紛争処理事件の調査に協力するため。
2. 当会は、個人情報等を住宅品質確保法に基づく住宅紛争処理支援センターとして国土交通大臣から指定された公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下「センター」といいます。）に第三者提供します。なお、センターでは、当会が提供した個人情報等について、次のとおり取り扱います。
 - (1) センターは、個人情報保護法等に基づいて、個人情報等を慎重かつ適正に取り扱います。
 - (2) センターは、個人情報等を次に掲げる目的に利用します。（④は紛争処理委員等への第三者提供となります。）
 - ①統計処理（なお、統計処理後の統計情報は、個人情報ではありません。）
 - ②紛争処理費用等に関する当会への連絡、照会等
 - ③紛争処理事例集の作成その他紛争処理に関する情報の分析（特定の個人、住宅、商品等が識別できないように加工して作成・分析します。）
 - ④紛争処理委員等の専門家に対する研修（研修資料は、紛争処理事例集と同様に、特定の人、住宅、商品等が識別できないように加工したものを使用します。）
 - ⑤弁護士会の紛争処理業務及びセンターの紛争処理支援業務のあり方の検討・改善
3. その他個人情報の取扱いについては、当会のWEBサイトをご参照いただくか、又は当会事務局にお問い合わせください。

上記の個人情報等の取扱いについて、確認し、同意します。

年 月 日

氏名

印